

平成27年4月14日

答申第513号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「Yahoo! 公金支払い」サービスを利用したNHK放送受信料の支払いに関して、「① 利用者の見込み数 ② 運用費用（Yahooへの手数料等）」について開示の求めがあった。

NHKは、①は文書が存在しないため、②はNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号の不開示情報に該当するため、いずれも開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書のうち①は文書が存在しないため、②の費用・手数料は契約によりNHKが守秘義務を課せられており規程第8条1項6号前段に該当するため、いずれも開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書のうち「Yahoo! 公金支払い」サービスを利用したNHK放送受信料の支払い利用者の見込み数については文書が存在しないと認められ、また、費用・手数料は規程第8条1項6号前段の不開示情報に該当すると認められ、いずれも不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年4月14日（第214回審議委員会）

第531号諮問、審議、答申